

謹賀新年

謹んで新年の
お慶びを申し上げます



子どもの笑顔のために

大分市子どもすこやか部長 藤田 恵子



-
- 1. 本市の子ども・子育て支援の推進体制**
 - 2. 子どもの貧困対策の充実**
 - 3. 待機児童ゼロへの取組**
 - 4. 児童虐待対策**
 - 5. 新しい子育て支援の取組**



1. 本市の子ども・子育て支援の推進体制

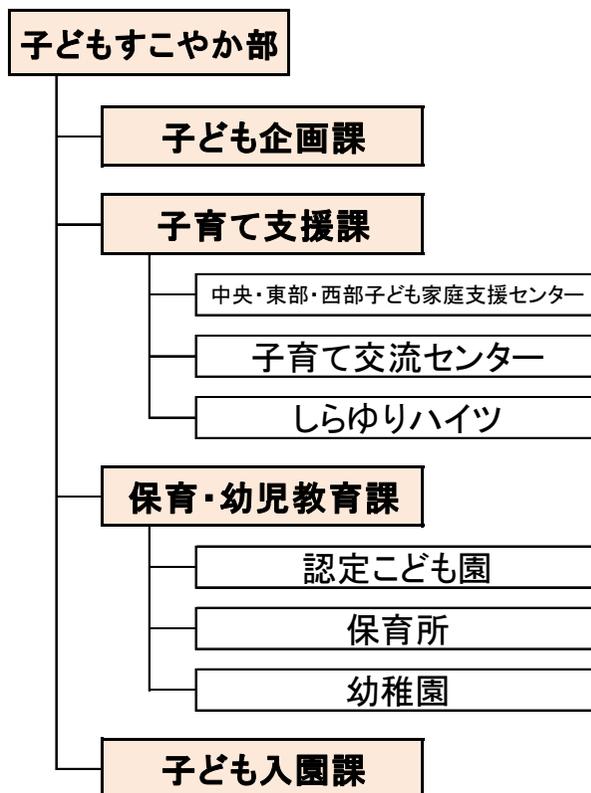


1. 本市の子ども・子育て支援の推進体制

- (1) 子どもすこやか部の体制
- (2) 第2期すくすく大分っ子プラン

1. 本市の子ども・子育て支援の推進体制

(1) 子どもすこやか部の体制



こどもルーム (市内11カ所)

「こどもルーム」では、いつでも自由に来て、親子で好きな遊びができる施設であり、無料でご利用いただけます。ボランティアや指導員による読み聞かせや製作遊びなど、楽しい活動が行われています。

また、保育士や心理士などの専門職からなる「ファミリーパートナー」を3カ所のこどもルームに配置し、巡回支援を行い、子育て期の様々な相談を受け、一緒に考え、適切な支援サービスを紹介するなどしています。

<中央こどもルーム (J:COMホルトホール大分2階)>



1. 本市の子ども・子育て支援の推進体制

(2) 第2期すくすく大分っ子プラン

- ① 計画の期間：令和2年度～令和6年度
- ② 計画の位置づけ：
 - ・「大分市子ども条例」に基づく子育て支援を推進するための計画
 - ・「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業計画
 - ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画
など
- ③ めざす姿：



すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市

1. 本市の子ども・子育て支援の推進体制

2021年版「共働き子育てしやすい街ランキング」

(日経xwoman (クロスウーマン) ・日本経済新聞社)

総合編 九州2位 (全国8位)

月間「田舎暮らしの本」2023年2月号

「住みたい田舎ベストランキング」

20万人以上のまちの部

(宝島社)



子育て世代部門 全国1位



2. 子どもの貧困対策の充実



2. 子どもの貧困対策の充実

- (1) 大分市子どもの生活実態調査
- (2) 本市の取組
- (3) 子どもの居場所づくりネットワーク推進事業（子ども食堂支援）
- (4) シングルママ・パパ交流会『ラフラフ』

2. 子どもの貧困対策の充実

(1) 子どもの生活実態調査

① 調査期間：平成30年8月～9月

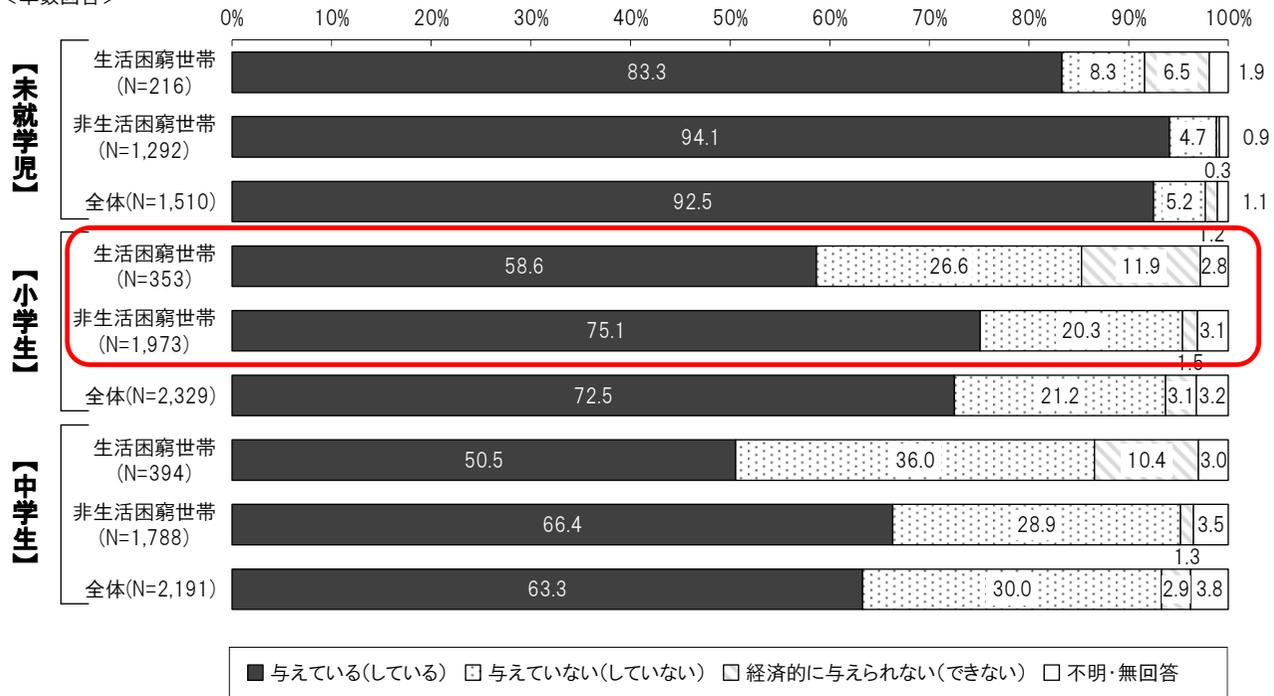
② 調査対象者：未就学児の保護者、市内の小中学校に通う小学5年生・
中学2年生児童・生徒及びその保護者

対象	配布数 (A)	有効回収票数 (B)	有効回収率 (B)/(A)
未就学児の保護者	2,500	1,510	60.4%
保護者 小学5年生	2,617	2,329	89.0%
中学2年生	2,595	2,191	84.4%
児童・生徒 小学5年生	2,617	2,321	88.7%
中学2年生	2,595	2,214	85.3%
合計	12,924	10,565	81.7%

2. 子どもの貧困対策の充実

問 子どもの年齢に合った本を与えていますか。

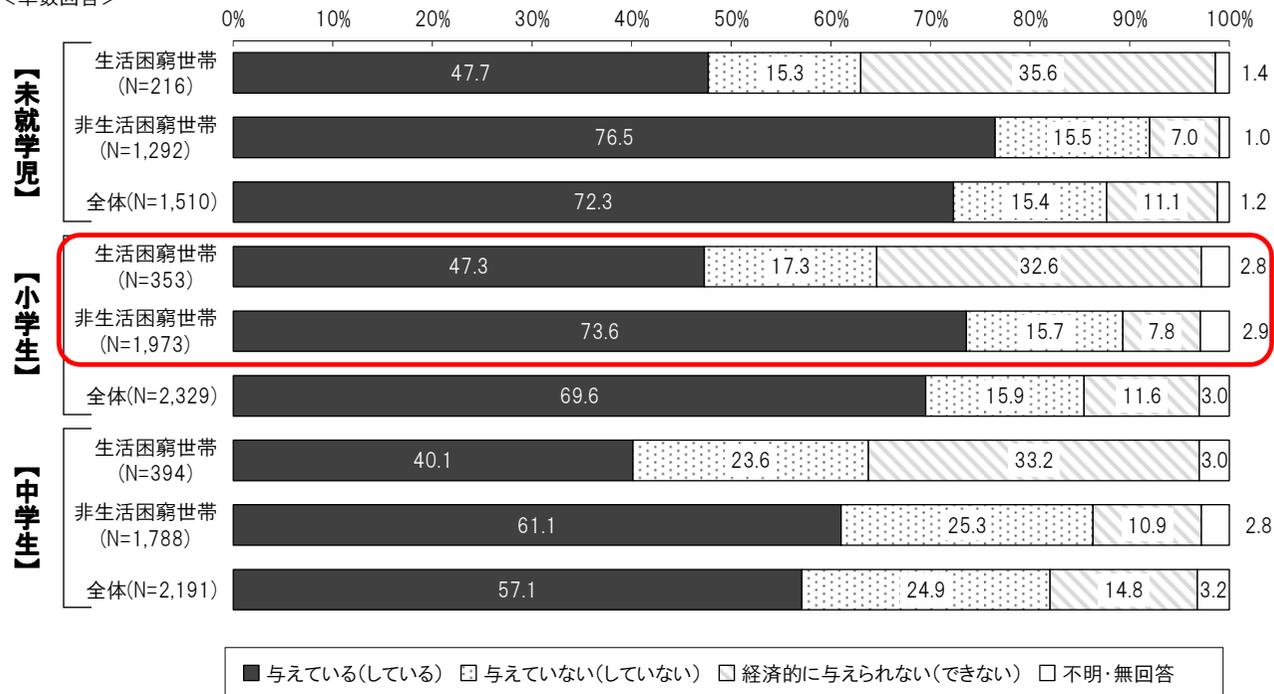
<単数回答>



2. 子どもの貧困対策の充実

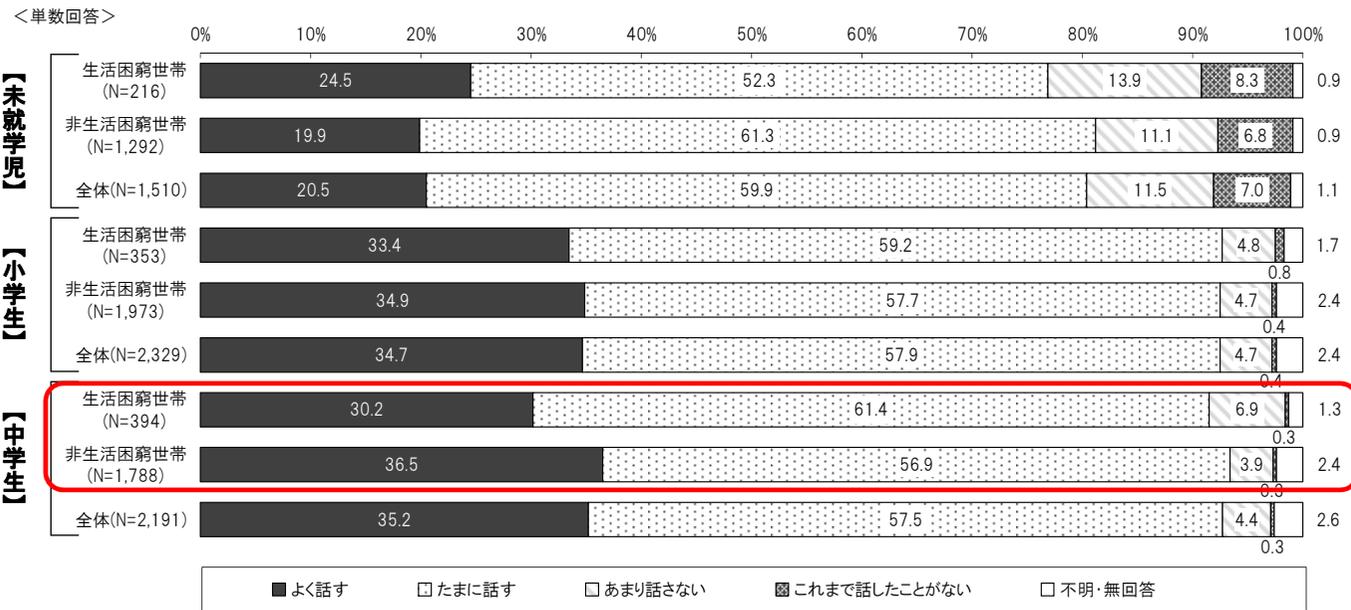
問 1年に1回くらいの家族旅行をしていますか。

<単数回答>



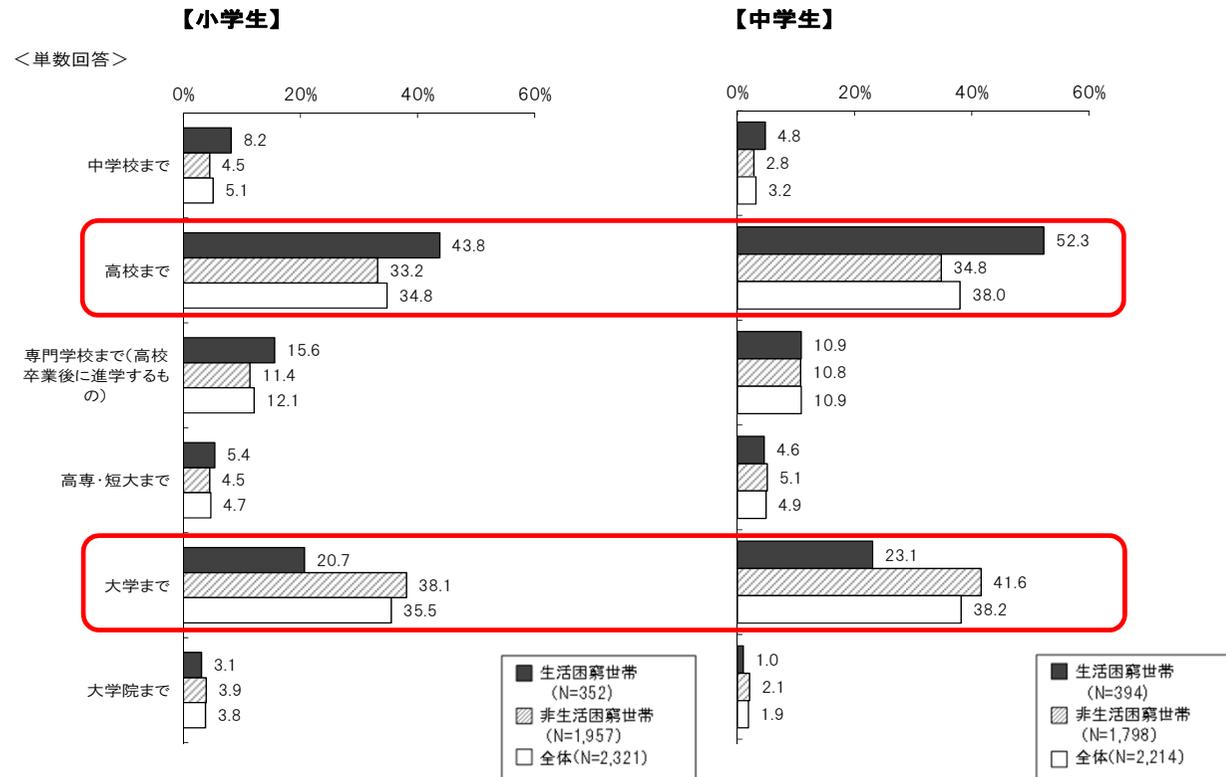
2. 子どもの貧困対策の充実

問 お子さんの将来(夢・希望・職業など)について、お子さんと一緒に考えたり、話すことがありますか。(1つに○)



2. 子どもの貧困対策の充実

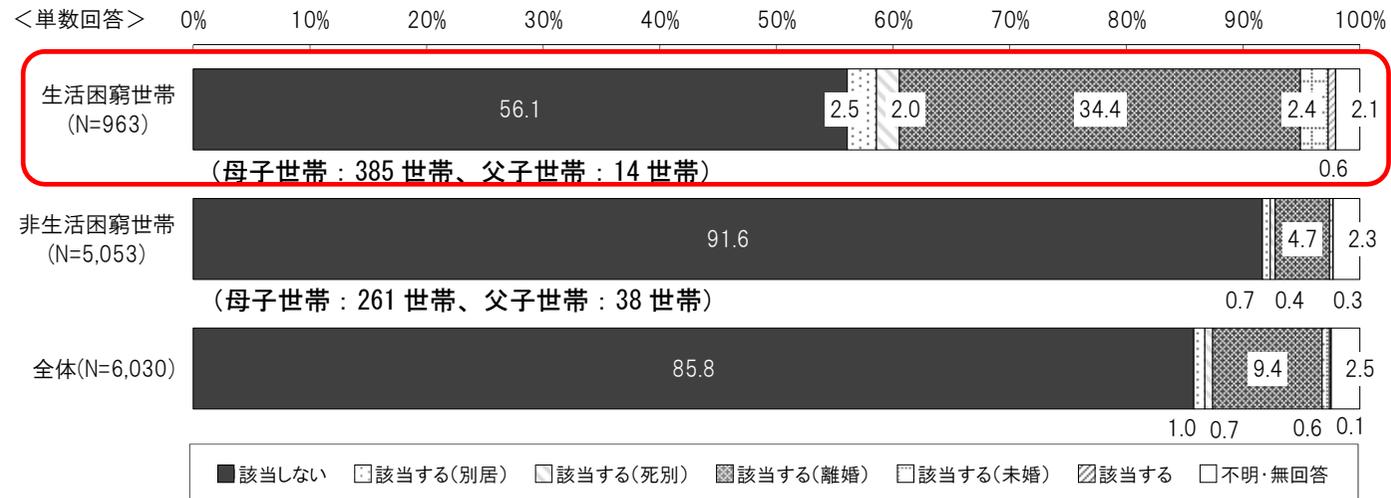
問 あなたは、実際には、どの学校まで進学できると思いますか。(1つに○)



2. 子どもの貧困対策の充実

問 あなたの世帯は、「ひとり親世帯」に該当しますか。

【未就学児・小学生・中学生 全世帯】

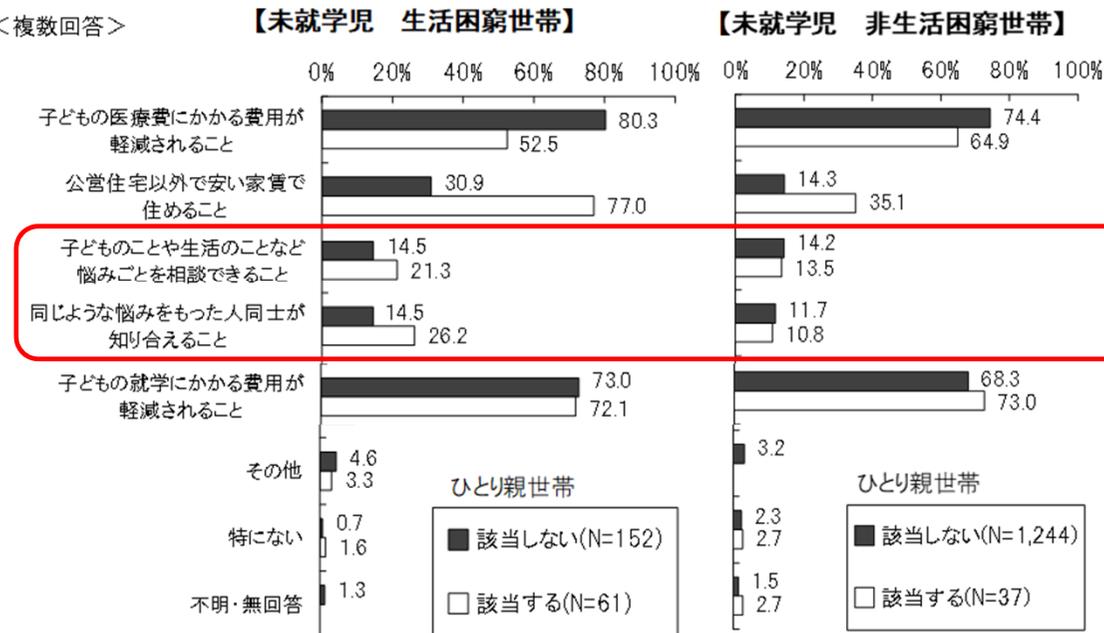


2. 子どもの貧困対策の充実

問 あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援等はどのようなものですか。

× 問 あなたの世帯は、「ひとり親世帯」に該当しますか。

<複数回答>



2. 子どもの貧困対策の充実

(2) 本市の取組

令和4年度 大分市における子どもの貧困対策関連主要事業

本市では、子どもの貧困対策の推進に関する法律や国の『子供の貧困対策に関する大綱』で示されている4つの重点施策に沿い、『大分市子どもの生活実態調査(平成30年度)』の結果、明らかになった課題について、8つの施策を推進しています。

生活実態調査で明らかになった

8つの課題

- ① 教育支援の充実
- ② 地域とのつながり
- ③ 若年出産者への支援の充実
- ④ ひとり親世帯への支援
- ⑤ 生活習慣の確立
- ⑥ 生活支援の充実
- ⑦ 就労支援の充実
- ⑧ 経済的支援の充実

全体事項

- ・子どもの貧困対策専門部会の開催【生活福祉課・子ども企画課・学校教育課】
- ・第2期すくすく大分っ子プランに基づく進捗管理【子ども企画課】
- ・子どもの貧困対策関連事業の紹介パンフレット等による制度周知【子ども企画課】

1 教育の支援

施策① 教育支援の充実

- ・奨学金助成事業【学校教育課】
- ・就学援助事業【学校教育課】
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業【教育センター】
- ・おおいたふれあい学びの広場推進事業【社会教育課】
- 【**拡充**】実行委員会組織の立ち上げを支援し、「公民館主体型」から「地域主体型」への移行を進める。
- ・子どもの学習支援事業【生活福祉課】
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業【子育て支援課】
- ・その他教育支援

2 生活の支援

施策② 地域とのつながり

- ・地域子育て支援拠点事業【子育て支援課】
- ・ファミリーパートナー事業【子育て支援課】
- ・子どもの居場所づくりネットワーク推進事業【子ども企画課】
- ・その他地域とのつながり

施策③ 若年出産者への支援の充実

- ・子育て世代包括支援事業【健康課】
- ・産後ケア事業【健康課】
- ・要保護児童対策地域協議会【子育て支援課】

施策④ ひとり親世帯への支援

- ・母子・父子相談【子育て支援課】
- ・ひとり親家庭交流会【子育て支援課】
- ・ひとり親家庭等医療費助成事業【子育て支援課】
- ・児童扶養手当給付事業【子育て支援課】
- ・子ども家庭支援センター事業【子育て支援課】
- ・ファミリー・サポート・センター事業【子育て支援課】
- ・その他ひとり親世帯への支援

施策⑤ 生活習慣の確立

- ・食生活栄養改善推進事業【健康課】
- ・幼児健康診査事業【健康課】
- ・学校給食指導事業【体育保健課】

施策⑥ 生活支援の充実

- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業【子育て支援課】
- 【**拡充**】受託事業者を1者から6者へ増やす
- ・養育支援訪問事業【子育て支援課】
- ・子育て短期支援事業【子育て支援課】
- ・市民健診・がん健診・健康相談事業【健康課】
- ・子育て世帯訪問支援事業<新規>【子育て支援課】
- 子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等に対して育児支援ヘルパーを派遣するとともに、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制を強化する。
- ・その他生活支援

3 就労支援

施策⑦ 就労支援の充実

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業【子育て支援課】
- ・高等職業訓練促進給付金等事業【子育て支援課】
- 【**拡充**】就業要件の緩和の期間を延長し、対象となる資格を追加。
- ・自立支援教育訓練給付金事業【子育て支援課】
- 【**拡充**】一部受給資格者の支給上限額を80万円から160万円へ増額。
- ・その他就労支援

4 経済的支援

施策⑧ 経済的支援の充実

- ・保育料の軽減、副食費の免除、保育所等実費負担補足給付事業等【子ども入園課】
- ・子ども医療費助成事業【子育て支援課】
- 【**拡充**】令和4年10月から、市町村住民税課税世帯に属している小中学生の通院に係る医療費の自己負担を助成対象に加える。
- ・児童育成クラブ保護者負担金の減免制度【子育て支援課】
- ・市営住宅管理業務(優先抽選枠)【住宅課】
- ・すくすく大分っ子応援事業<新規>【子育て支援課】
- 子育て世帯を対象に出生児一人につき5万円を給付する。
- ・その他経済的支援

2. 子どもの貧困対策の充実

(3) 子どもの居場所づくりネットワーク推進事業（子ども食堂支援）

子どもの生活実態調査の結果明らかになった課題をもとに、令和元年度より子ども食堂への運営等に関する支援を実施。

【内容】

① 子どもの居場所づくりネットワークの形成

子ども食堂を開設している団体を対象に創設した「子どもの居場所づくりネットワーク」において、**研修会の実施や、情報提供・意見交換会**を開催。

② 子どもの居場所づくり推進事業補助金

食事の提供と学習支援等を行う子ども食堂を新規に開設する場合や、学習支援やレクリエーション等の機能強化、運営に要する**経費等についての助成**を行う。

	新規開設事業	1カ所につき、20万円
	機能強化事業	1カ所につき、10万円
運営事業	食事の提供と、学習支援及び生活支援の実施に対する経費	月1回開催の場合、月1万円 月2回開催の場合、月2万円
	参加者やボランティア等の保険料	年3万円

2. 子どもの貧困対策の充実

子どもの居場所づくりネットワーク加入団体一覧 (12月末現在：市内30カ所)



子ども食堂名	小学校区	子ども食堂名	小学校区	子ども食堂名	小学校区
金池子どもみんなのひろば	金池	たきお子ども食堂	滝尾	きっちゃん☆はーもにー	戸次
ひよこレストラン	金池	まんぷくスタディカフェ	東大分	子ども食堂ワクワクピース宗方	植田
ひまわり食堂	長浜	はるかかわ地域食堂	日岡	子ども食堂ワクワクピース植田	植田
長浜アスパルみんなの食堂	長浜	すみれ学級6組（岩田教室）	津留	すみれ学級1組（敷戸教室）	敷戸
大道子ども食堂 銀の鈴	大道	つる子ども食堂・みんなの食堂	津留	こども食堂かどるカフェ	宗方
ハレルヤ食堂	大道	ふれんど子ども広場	明野東	子ども食堂kimi愛	寒田
西新町子ども食堂	碩田	すみれ学級3組（小池原教室）	明治北	子育て応援レストラン	大在
トマトカレーの店Ash	碩田	鶴崎子ども食堂	鶴崎	コミュニティ食堂三平苑	大在
南大分にじいろ食堂	南大分	別保子ども食堂	別保	キッズカフェ コチドリ	こうざき
太平の里ふれあい食堂	城南	明治てらこや食堂	明治	NAGOMI BASE	こうざき

2. 子どもの貧困対策の充実

(4) シングルママ・パパ交流会 『ラフラフ』 (令和2年10月～)

① 目的：

同じような悩みを抱えるひとり親家庭同士が
様々な企画を通して交流し、**つながりのきっかけ**
となることを目的とする。

② 実績（令和3年度）：

- ① 笑いヨガ（7月4日） 11名参加
- ② 親子写真撮影会（9月23日） 8組参加
- ③ シングル子育て相談会&子ども料理教室
（11月23日） 5組参加
- ④ シングル子育て相談会&親子絵本読み聞かせ
（12月19日） 3組参加

③ 次回開催：令和5年1月8日（日）

ミニセミナー『子どもの気持ちについて考えてみませんか』

忙しい日々で追われているシングルママ・パパのみならず
楽しい企画を通して、日頃の悩みや思いを話してみませんか

シングルママ・パパ交流会 ラフラフ

対象者：大分市在住の18歳までの児童を扶養しているひとり親の方 12組程度

第2回 親子デイキャンプ体験

自然いっぱいのキャンプ場で親子さんと一緒にさまざまな体験してみませんか？
キャンプインストラクターが指導するので気軽に参加ください！

講師 キャンプインストラクター 佐々木 利通氏 ほか

- 日時 2022.10.9 sun 10:00～15:00
- 場所 九六位山キャンプ場
- 内容 テント張り・薪割り・火起こし・昼食・レクリエーションなど
- 参加料 おひとり500円(未就学児は無料)※事前払い
- その他 ・託児はありません。
・無料送迎バスをご利用いただけます。(6歳未満の子どもを含む場合は現地集合)
・雨天時は桜ヶ丘保育所ホールにて親子レクリエーションを行います。
- 申込み 2022.9.20 tue まで

※連絡または電話で申し込み。※申込み多数の場合は抽選となります。
(抽選結果は9月21日以降お知らせいたします。)
※新型コロナウイルス感染対策などのため、変更・中止の場合がございます。

第3回予告

2023.1.8 sun
10:00～12:00
※詳細は決まり次第
市報・HP等でお知らせします。

ラフラフはシングルさんの『居場所』です

- 親子・文字の交流場
- 子育て支援課
- 助け合って楽しい
- 行動のつながり
- 子育て支援センター
- 子育て支援課

～ラフラフとは～
シングルママ・パパの悩みや思いを話せる場所、同じ悩みや思いを持つママ・パパとつながり、助け合える場所、子どもが笑顔になれる場所。そんな場所を「ラフラフ」にしたい。そんな思いで、大分市役所本庁舎1階13番窓口においでください。

お問合せ 大分子育て支援課 管理・自立支援担当
〒870-8504 大分市荷揚町2-31 大分市役所本庁舎1階13番窓口
TEL.097-537-5619



3. 待機児童ゼロへの取組



3. 待機児童ゼロへの取組

- (1) 保育所等利用児童数の増加
- (2) 認可保育所等の定員拡大
- (3) 待機児童数の推移
- (4) 今後の取組

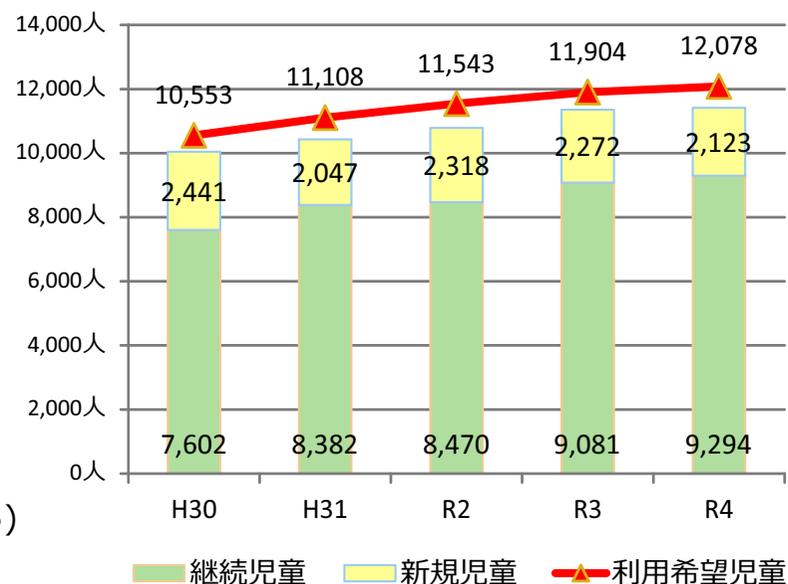
3. 待機児童ゼロへの取組

(1) 保育所等利用児童数の増加

少子化が進行する中でも、保育所等の利用希望児童数は、毎年増加を続けている

〈増加理由〉

- ① 女性の社会進出の伸び(就業率増加)
- ② 共働き世帯の増加と働き方の多様化
- ③ 潜在的保育ニーズの喚起
- ④ 幼児教育・保育の無償化の影響(R1.10月から)
など



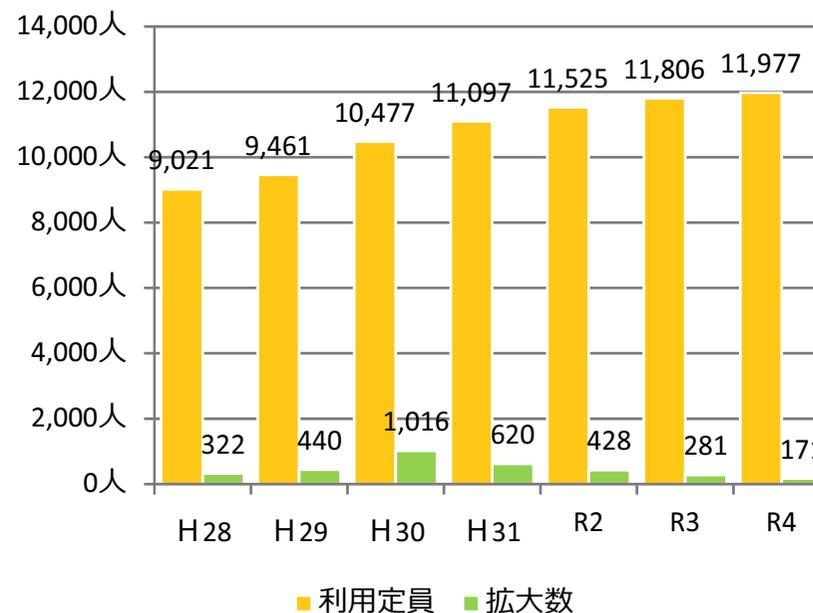
3. 待機児童ゼロへの取組

(2) 認可保育所等の定員拡大

保育所等の利用希望児童数の増加に伴い、定員を拡大

〈定員拡大の手法〉

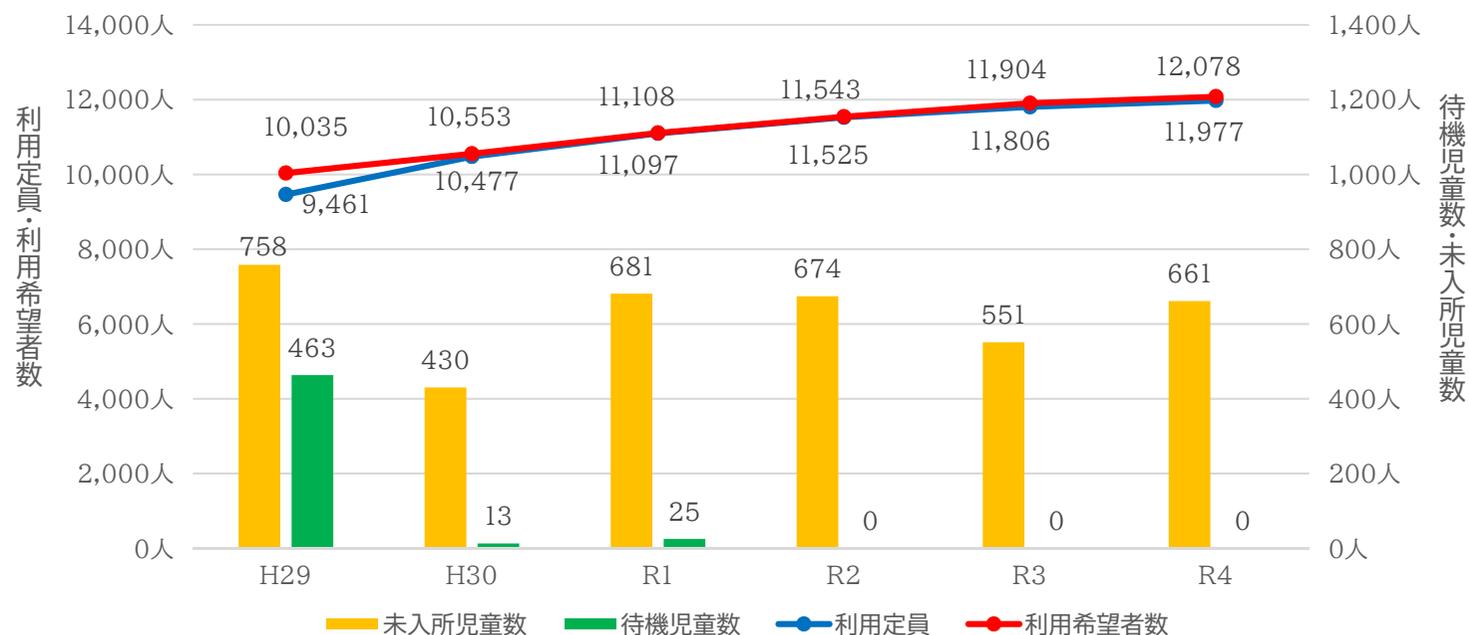
- ① 既存事業者による定員拡大
(増改築、建替え、分園設置、等)
- ② 主に幼稚園の認定こども園化
- ③ 施設整備を伴わない定員変更 など
- ④ 新規事業者の募集



3. 待機児童ゼロへの取組

(3) 待機児童数等の推移

認可保育施設等の定員拡大などを講じたことにより、令和2年度から3年連続で待機児童はゼロとなっている。一方で、利用希望者数は引き続き増加しており、未だに多くの未入所児童が発生している状況である。



3. 待機児童ゼロへの取組

(4) 今後の取組

利用希望者数は引き続き増加を続けている一方、将来的な保育ニーズの動向を勘案すると、今後は必要な施設整備や認定こども園化、保育士確保支援などによる保育ニーズの受け込みを行っていく必要がある。

【本市の保育士確保支援の取組（一部）】

① 処遇改善（大分市特定教育・保育施設等運営補助金）

私立保育所等に勤務する常勤保育士の処遇改善を目的とした本市独自の補助事業（令和4年度当初予算額：約1億2,800万円）
※令和2年度から保育士1人当たり月額4,000円から月額5,000円に増額

② 保育のしごとセミナーの開催

市内の保育所等がブースを設け、指定保育士養成施設の学生及び保育施設に就労を希望する保育士に対し、施設の魅力や特色などの情報発信を行うための機会を提供

③ 保育所等見学バスツアーの実施（令和4年度新規事業）

保育士や保育教諭として働きたい人が様々な保育施設を見学し、施設の特色や採用情報などを直接知ることができるバスツアーを実施し、潜在保育士の発掘につなげる



4. 児童虐待対策



4. 児童虐待対策

- (1) 子ども家庭支援センターの取組
- (2) 児童虐待相談の状況
- (3) 大分県中央児童相談所城崎分室との連携強化

4. 児童虐待対策

(1) 子ども家庭支援センターの取組

① 子ども家庭支援センターの場所

- ・ 中央子ども家庭支援センター（市庁舎城崎分館 2 階）
- ・ 東部子ども家庭支援センター（鶴崎市民行政センター 1 階）
- ・ 西部子ども家庭支援センター（植田市民行政センター 1 階）

② 設置の経緯

平成 1 8 年度 「児童家庭相談センター」を設置
平成 2 2 年度 「子ども家庭支援センター」に名称変更
平成 2 3 年度 中央センターにDV相談窓口を設置
平成 2 9 年度 子ども家庭総合支援拠点としての位置づけ



※子ども家庭総合支援拠点：平成 2 8 年度の児童福祉法改正により整備が努力義務とされた。
すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行
う。

4. 児童虐待対策

③ 子ども家庭支援センターで行うこと

▶ 0～18歳の子ども・子育てのことならなんでも

“入口”“とっかかり”“まずどこかにつながる”

“病院や児童相談所には抵抗があるけどココなら...”

▶ 問題解決のお手伝いとケア

困りや問題、症状を治してもらえるわけではない

“一緒に考える場所・人”“良いモデルに出会う”

“情報や選択肢を提示してくれて自ら選べる”

▶ 緊急介入（初期介入から気長な支援まで）

虐待通告を受けて動く

SOSを出してよい相手として機能する



4. 児童虐待対策

③ 子ども家庭支援センターで行うこと

▶ 子育て短期支援事業

児童養護施設等で子どもを預かる事業

- ・ ショートステイ（宿泊あり）
- ・ トワイライトステイ（休日・夜間預かり）

▶ 養育支援家庭訪問事業

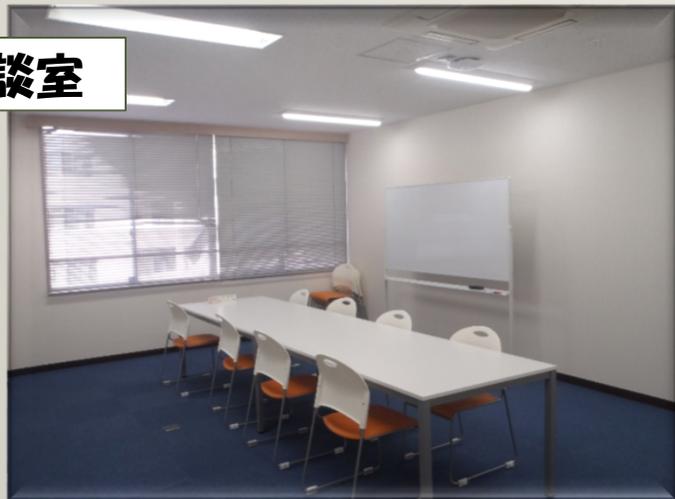
産後間もない時期にヘルパー等を派遣し、適切な養育を確保
虐待リスクがあり特に支援が必要となる場合のヘルパー派遣も可能

▶ 子育て世帯訪問支援事業 《令和4・5年度モデル事業》

- ・ 子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業（ヘルパー派遣）
- ・ 子ども等見守り訪問支援事業

4. 児童虐待対策

相談室



フレイルーム (学齢児童向け)



フレイルーム (乳幼児向け)



4. 児童虐待対策

④ 子ども家庭支援センターでの相談内容

【育児・しつけ相談】

(例) 生後8ヶ月の子ども

- ▶ 母親からの電話相談
- ▶ 離乳食、夜泣き、断乳、育児不安に関すること
 - 家庭相談員から育児について助言
 - 必要に応じて保健師やケースワーカーによる訪問など

【言語発達相談】

(例) 保育園年少の子ども

- ▶ 語彙が増えない、滑舌の悪さに関すること
 - 療育センターを紹介、トレーニングをすすめる

4. 児童虐待対策

【性格行動相談】

(例) 小学校低学年の子ども

- ▶ 家庭内養護に課題あり、学校で集団指示に遅れる、筆圧が強く板書に時間がかかる、保護者が関わりに苦慮
 - 保護者と子どもが複数回の通所、保護者へ関わり方の助言、必要に応じて専門的な機関を紹介

【児童虐待相談】

(例) 近隣からの通告

- ▶ 毎晩子どもの激しい泣き声と大人の怒鳴り声が聞こえる、通告者の名前は明かしたくない
 - 緊急受理会議⇒ 調査 ⇒ 対応

4. 児童虐待対策

(2) 児童虐待相談の状況

① 児童虐待の定義（児童虐待の防止等に関する法律第2条関係）

児童虐待とは、保護者とその監護する児童について、次に掲げる行為をいう。

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待



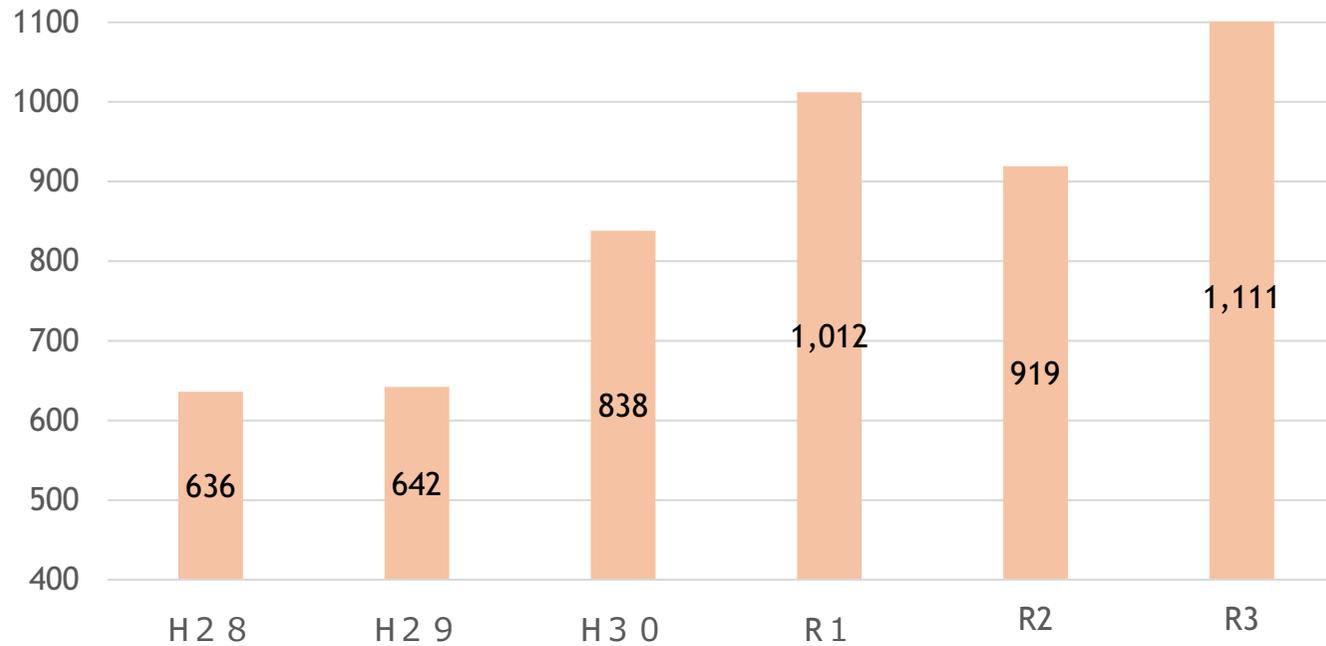
4. 児童虐待対策

② 児童相談所と子ども家庭支援センターの違い

大分県中央児童相談所	虐待対応	大分市子ども家庭支援センター
受ける 家庭訪問する	虐待通告	受ける 家庭訪問する
あり (立ち入り調査・臨検捜査)	職権	なし
あり	一時保護	なし (子育て短期支援事業等の福祉サービスで対応)
児童養護施設、里親	措置権	なし
指導的	介入方法	寄り添い型

4. 児童虐待対策

③ 大分市の児童虐待相談受付件数の推移



4. 児童虐待対策

④ 児童虐待相談の被虐待児年齢別件数

	H29	H30	R1	R2	R3	割合
0～3歳児	148	186	204	175	217	19.5%
3歳～未就学児	162	209	265	240	251	22.6%
小学生	213	304	370	331	435	39.2%
中学生	79	106	123	122	139	12.5%
高校生・その他	40	33	50	51	69	6.2%
計	642	838	1,012	919	1,111	

4. 児童虐待対策

⑤ 児童虐待対応

- ▶ **通告** 基礎情報収集
- ▶ **緊急受理会議** 追加調査項目の確認
- ▶ **児童からの聞き取り** 安否確認、リスク判断
- ▶ **家庭訪問** 注意指導、寄り添い、困りの確認
- ▶ **アセスメント** 社会診断、心理診断
- ▶ **支援計画** ケースファイルの作成、
支援方針の決定
- ▶ **支援及び指導** 通所、訪問、定期的な情報収集
必要に応じ児相の一時保護の検討

4. 児童虐待対策

(3) 大分県中央児童相談所城崎分室との連携強化

① 目的

令和4年4月1日から、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携強化を目的に、**中央子ども家庭支援センターと同じ庁舎内（城崎分館）に中央相談所城崎分室を設置。**

② 設置効果

- ・ **児童相談所と同じ庁舎内で業務を行う体制**となったことにより、同行訪問や共同面接、打ち合わせなどがスムーズに行えるようになった。
- ・ 同行訪問等については、**本市の対応についてその場で検証**してもらえるため、職員のスキルアップを図ることができている。
- ・ 電話ではなく、**対面での打ち合わせが増え、迅速かつ齟齬のない情報共有が可能**となった。



5. 新しい子育て支援の取組



5. 新しい子育て支援の取組

- (1) すくすく大分っ子応援事業
- (2) 子育て世帯訪問支援事業
- (3) 子ども医療費助成制度の拡充

5. 新しい子育て支援の取組

(1) すくすく大分っ子応援事業（令和4年度開始）

① 目的：

本市の未来を担う子どもの出生を祝福し、子育てに係る経済的な負担の軽減を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、広く子育て世帯を対象に**出生児1人につき、5万円を給付**する。

② 対象児童：令和4年4月1日以降の出生児

③ 支給対象者：対象児童の出生日以降、対象児童とともに
市内に住民票がある保護者 ※所得制限なし

④ 申請件数：令和4年4月～11月計 **2,328件**

※12月末に更新予定



5. 新しい子育て支援の取組

(2) 子育て世帯訪問支援事業（令和4年10月開始） ※令和4・5年度モデル事業

1) 大分市子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業

① 目的：

市内に居住する原則18歳未満のお子さんがある家庭、妊婦さんのうち、下記支援対象者がいる家庭に家事・育児を支援するヘルパーを派遣し、養育環境を整えることで児童虐待リスク等の高まりを未然に防ぐとともに、ヤングケアラーに代わってヘルパーが家事や家族のケア等を行うことで、学校生活や日常生活を営むことに支障が生じている、高校卒業までの児童・生徒を支援する。

② 支援対象者：

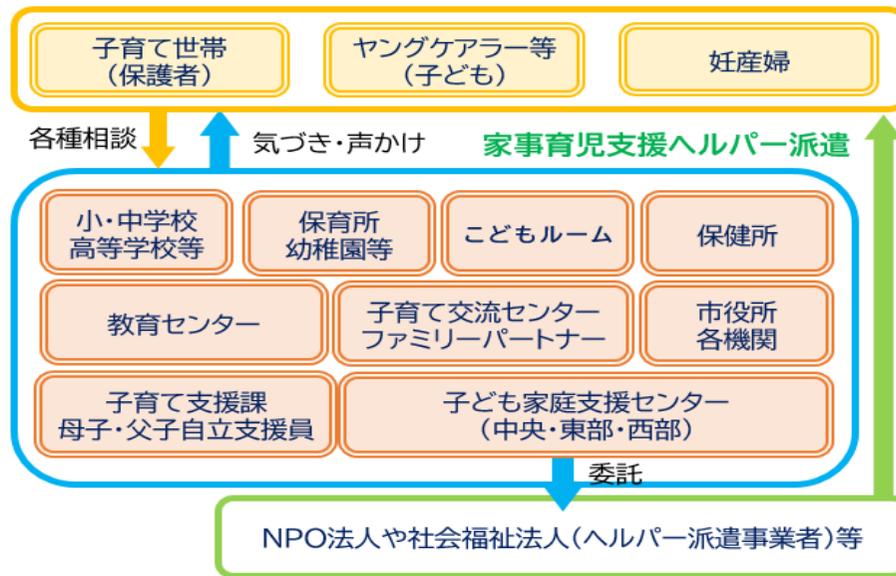
- ・家事・育児等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭
- ・妊産婦のいる世帯
- ・多胎児のいる世帯
- ・家事・育児などを負担しているヤングケアラーなど

③ 利用者負担額： ※市が負担軽減対策を実施

利用者負担額	1時間当たり	1回当たりの 交通費相当額
生活保護世帯	0円	0円
住民税非課税世帯	300円	190円
住民税所得割課税額 77,101円未満世帯	600円	530円
その他世帯	1,500円	930円

5. 新しい子育て支援の取組

④ 実施イメージ：



⑤ 実績：令和4年10月～12月（3カ月間）計
 相談件数25件、申請件数15件、利用決定13件
 （うち、ヤングケアラー事案の申請・利用決定4件）

令和4年10月スタート！

大分市子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業

あなたも利用してみませんか？

家事・育児を支援するヘルパーを派遣します

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、多胎児、ヤングケアラー等の方がいる家庭をヘルパーが訪問して、家事・育児を支援します。世帯の所得に応じて利用者負担が必要な場合がありますが、大分市が負担額の軽減対策を行っています。まずは一度、利用してみませんか？

《家事支援》
 ・食事の準備・片付け
 ・洗濯、掃除
 ・生活必需品の購入
 ・産前産後のお世話 など

《育児支援》
 ・一時的な子どもの保育
 ・保育所、病院等への送迎支援
 ・多胎児の保育支援
 ・一般的な育児相談 など

《対象》大分市に居住する原則18歳未満のお子さんがいる家庭、妊婦さんのうち、下記に該当する家庭

- ・家事・育児等に不安や負担を抱える保護者
- ・多胎児
- ・ヤングケアラー など

《派遣ルール》

- ・原則1カ月以内で4回まで（市が必要と認める場合は延長可）
- ・原則週1回、2時間以内
- ・年末年始（12/29～1/3）を除く、原則8:30～18:00

※利用を希望される場合は、利用申請書の提出が必要です。下記までご連絡ください。

《利用者負担額》※1回当たりの額は交通費相当額で定額です。

ヘルパー派遣単価	1時間当たり	1回当たり
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	300円	190円
市民税所得割課税額77,101円未満世帯	600円	530円
その他世帯	1,500円	930円

※利用者負担額は、1時間当たり3,000円、1回当たり1,860円が原則となりますが、大分市が利用者負担軽減対策を行うため、実際の利用者負担額は、上記のとおりとなります。

利用者負担額のお支払いに、おいた子育てはっぴークーポンが利用できる場合がありますので、利用申請時にお申し出ください。

詳しくは、大分市の担当者にお気軽にご相談ください。

大分市中央子ども家庭支援センター
 〒870-0045 大分市城崎町2丁目3番4号（市城崎分館2階）
 TEL:097-537-5688（8:30～18:00） FAX:097-533-5015

5. 新しい子育て支援の取組

2) 大分市子ども等見守り訪問支援事業

① 目的：

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等（ヤングケアラーを含む）に対して居宅を訪問し、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通して見守り体制を強化する。

② 支援対象者：

- ・ 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等（ヤングケアラーを含む）
- ・ 不登校の状態が継続している児童等
- ・ どの機関にも所属のない乳幼児 など

※要保護児童対策地域協議会：支援の対象となる児童への適切な支援を図るため情報交換や支援内容に関する協議を行う機関

③ 利用者負担額：なし

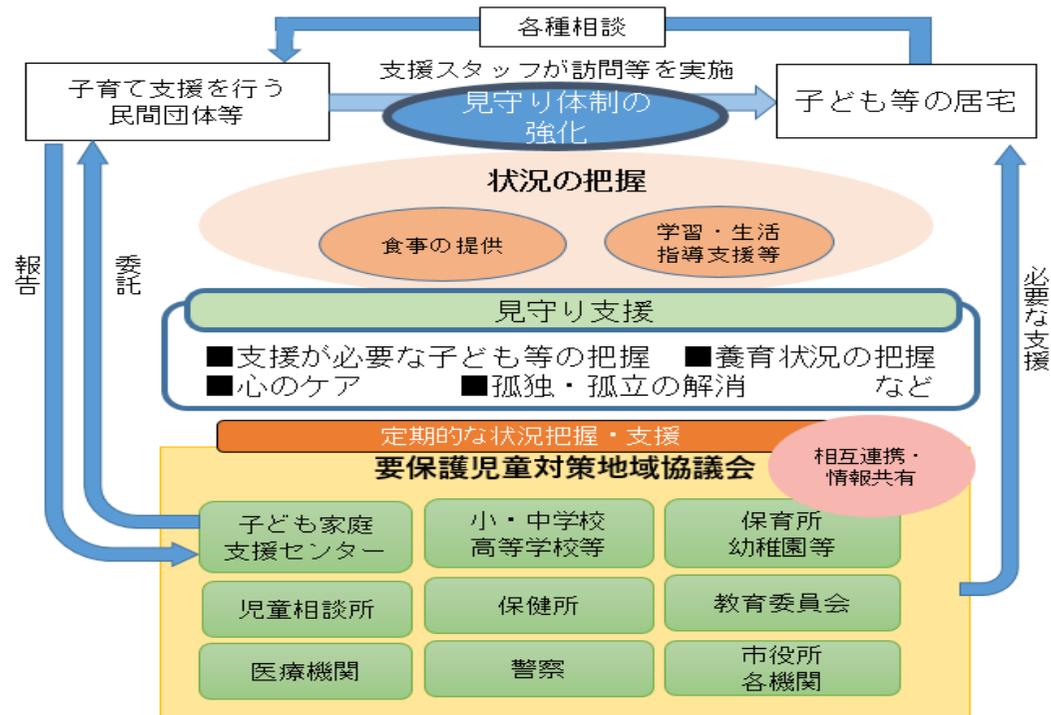
④ 支援内容：以下の（ア）を実施した上で、必要に応じ（イ）～（オ）を実施

- （ア）対象者の状況把握【必須】
- （イ）食事または食材等の提供
- （ウ）基本的な生活習慣の習得支援及び生活指導
- （エ）学習習慣の定着等に向けた学習支援
- （オ）必要な支援への仲介



5. 新しい子育て支援の取組

⑤ 実施イメージ：



⑥ 実績：令和4年10月～12月（3カ月間）計 検討中9件、実施1件

5. 新しい子育て支援の取組

(3) 子ども医療費助成制度の拡充（令和4年10月開始）

① 目的：

子育て環境の一層の充実を図るため、
市町村民税課税世帯の小・中学生の
「通院・歯科・調剤」に係る保険診療
分の医療費について、助成対象とする
よう制度改正

小中学生の通院に係る医療
費助成対象者を拡大



中学生以下のすべての子
どもの医療費を助成

【改正内容】

対象者	令和4年9月診療分まで		令和4年10月診療分から	
	対象となる医療費	自己負担	対象となる医療費	自己負担
未就学児	入院・通院 歯科・調剤	なし	入院・通院 歯科・調剤	現行通り (なし)
小・中学生 (市町村民税 非課税世帯)	入院・通院 歯科・調剤	なし	入院・通院 歯科・調剤	現行通り (なし)
小・中学生 (市町村民税 課税世帯)	入院	なし	入院	現行通り (なし)
	通院 歯科・調剤	制度なし	通院 歯科・調剤	医療機関ごと1日500円 (月上限4回で5回目 からは自己負担なし) (調剤は自己負担なし)



ご清聴ありがとうございました。